

議案第 93 号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成 17 年 12 月条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 市長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について最初に課すべきこととなる年度以降3年度分に限り免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第3条各号列記以外の部分中「取得」を「取得等をした」に改め、同条第1号中「取得時期」を「取得等の時期」に、「取得価額」を「取得等の価額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行に伴い、固定資産税の課税免除を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。